

## 高知大学イノベーションセンター運営戦略室規則

（令和8年1月28日）  
規則第64号

（趣旨）

第1条 この規則は、高知大学イノベーションセンター規則第3条第3項の規定に基づき、高知大学イノベーションセンター運営戦略室（以下「運営戦略室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（組織）

第2条 運営戦略室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 副部門長
- (5) 海洋コア国際研究所長
- (6) 研究国際部長
- (7) その他センター長が必要と認めた者

（業務）

第3条 運営戦略室は、次の業務を行う。

- (1) 企画・戦略の策定及び運営・評価に関する事項
- (2) 中期目標・中期計画に関する事項
- (3) 研究開発戦略実行計画に関する事項
- (4) 人事に関する事項
- (5) 財務に関する事項
- (6) 規則の制定・改廃に関する事項
- (7) その他高知大学イノベーションセンター（以下「センター」という。）の業務に関する重要な事項

（運営戦略室会議）

第4条 運営戦略室に運営戦略室会議を置き、前条に掲げる事項を審議する。

- 2 運営戦略室会議は、第2条に掲げる者をもって組織する。
- 3 運営戦略室会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。
- 5 議長が必要と認めたときは、運営戦略室会議に第2項に規定する者以外の者を出席させることができる。
- 6 運営戦略室会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 7 委員が都合により会議に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 8 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第5条 センターの業務に係る必要な事項を審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第6条 運営戦略室の事務は、研究国際部研究イノベーション課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営戦略室の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。